

# 法令適用事前確認手続（照会書）

令和8年2月9日

国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課 御中

〒980-0804

仙台市青葉区大町一丁目2番16号

大町カープビル5階

弁護士法人リーガルプロフェッション

弁護士 高田 英典

T E L 050-1748-6626

F A X 022-225-8220



下記について照会いたします。

本照会は、令和8年4月施行予定の改正貨物自動車運送事業法等により強化される「荷主に対する規制・責任」を踏まえ、製造業の物流工程に付随する近接拠点間の物品移動および一時保管業務について、当該業務が道路運送法第78条に定める「有償運送」に該当するか否か、また、委託荷主（第三者を含む）が、改正後の荷主規制の対象となるか否かを事前に確認し、関係事業者が法令に抵触することのない業務設計を行うことを目的として照会するものである。

なお、照会及び照会内容が公表されることに同意します。

## 記

### 1 法令名および条項

道路運送法78条、貨物自動車運送事業法3条、65条の2第1号、75条14号（令和8年4月施行予定のものを含む）

### 2 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

#### (1) 関係会社の概要

X社は、飲料製品等の製造を主たる業務とするY社の完全子会社である。

Y社は、缶飲料等の生産・販売を行っている。

(2) 倉庫及び業務内容の概要

X社は、Y社所有の倉庫建物（A倉庫）を借り受け、Y社からの委託に基づき、以下の業務等を今後継続して行う予定である。

ア Y社工場で生産された製品について

- ・出荷までの受入、保管、払出し
- ・これらに付随する荷役、事務処理

イ Y社の製品製造に使用される空缶・製品パレット等

- ・納入後、生産開始までの一時保管
- ・生産開始時にY社工場へ供給する業務

なお、あらかじめ生産数量が確定しており、生産用空缶は一時保管後は全量がY社工場に供給される。

(3) 第三者荷主（Z社等）との関係

X社は、Y社工場で使用される生産用空缶等について、当該空缶等を納入する第三者事業者（以下「Z社等」という）からの依頼を受け、以下の業務を行うことを想定している。

- ・空缶をA倉庫において生産開始まで一時保管する業務

これらの業務について、運送行為そのものに対する対価は設定しておらず、A倉庫における一時保管・管理・荷役にかかる費用として一定額を合意し、請求・支払が行なわれることを想定している。

(4) 拠点間の移動態様

ア A倉庫とY社工場は、公道（道路幅約6m）を挟んで近接して立地している。

イ 車両が両拠点間を往来する際には、公道を横断する必要がある。

(5) 使用車両

X社は、自社保有のトラックを使用して、上記業務に付随する物品の移動を行う予定である。

当該車両は、他人の需要に応じて有償で貨物を運送する事業に使用するものではないとの前提で運用する予定である。

3 照会事項

上記2の今後予定される事実関係を前提とした場合、

- (1) X社が行う拠点間の物品移動は、道路運送法第78条にいう「有償で運送の用に供する」行為に該当するか。
- (2) 仮に、上記移動行為が「有償運送」に該当しない場合において、対価が一時保管・荷役・管理業務に対するものであり、運送の有無・距離・回数によって変動しないことを前提とするとき、Z社等の委託荷主が、令和8年4月施行予定の改正貨物自動車運送事業法第65条の2第1号に違反するものとして、是正措置・指導等その他の行政上の措置の対象となるか。

#### 4 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

照会者としては、上記2に記載した業務内容が今後においても維持される限りにおいては、本件の物品移動は、一時保管・荷役を主たる業務とする物流工程に付随する近接移動であり、運送行為それ自体に対する反対給付は存在せず、他人の需要に応じて反復継続的に有償で貨物を運送する「貨物自動車運送事業」には該当しないと考えている。

また、その前提条件が維持される業務設計を採用する場合においては、委託荷主であるZ社等が改正後の荷主規制に基づく措置対象となることは通常は想定されないと考えるが、行政当局の見解を確認したい。

以上